

整理番号	募集要項、仕様書又は資料等の該当項目	質問内容	回答
1	募集要項 2 指定管理者が行う業務 (2) 管理の基準(業務運営の基本事項) イ 基本事項 (エ) 公園施設における行為許可・取り消し等 (オ) 公園施設における占有許可・取り消し等	都市公園条例第7条及び17条等における行為許可・取り消し等及び占有許可・取り消し等については、令和6年4月以降は指定管理者が行うとされていますが、これは公園内すべての範囲にかかるのでしょうか。 また今後作成されるとされているマニュアルの内容は、現在県が運用している基準を準用するのでしょうか。 また使用料の徴収、減免の適用基準も示されるのでしょうか。	募集要項2(2)イ(エ)(オ)の業務は、指定管理区域全てが対象範囲です。 審査基準は現在の県の基準を基本としますが、多様な主体の利用促進に繋がるよう、一部見直しを検討しています。 利用料及び減免基準は、指定管理者が県に協議の上定めることとしているため、県では適用基準は示しません。
2	募集要項 19 その他	東郷池北エリアにおけるパークPFI導入を検討されているとの記載がありますが、場所も含めて導入検討の中で方向性の定まっていることはありますでしょうか。	現時点では具体的な方向性は定まっていますが、来年度以降マーケットサウンディング等を実施し、東郷湖羽合臨海公園パークビジョンに基づきパークPFIの導入に向けて検討をしていくよう考えています。
3	資料13 業務仕様書 5 利用促進、サービス向上 (5) 自主事業等の実施	「体験型環境教育メニュー」とは、同仕様書「5 利用促進、サービス向上(3)」の「体験学習会等」とは異なる内容との認識でよいのでしょうか。異なる場合、どのような内容となりますでしょうか。	お見込のとおりです。 「体験型環境教育メニュー」は、地域や教育機関、各種団体等と連携するなどして、教育旅行の誘致にも繋がるような新たな取組を行っていただくことを想定しています。
4	様式2 7 組織及び職員の配置等 (3) 現在の指定管理者の雇用する施設職員の継続雇用に関する方針	記載する継続雇用についての考え方には、雇用の安定等を目的として継続雇用への配慮を求めているので、単に希望者を継続雇用するとの方針だけではなく、雇用の安定及びモチベーション等がサービスの質等にも影響することに鑑みて雇用形態(期限のない雇用については変更なく期限のない雇用とする等)についても示さなければ、考え方を判断できないと思われそうですが、いかがでしょうか。	雇用形態は、7(2)に記載してください。
5	様式2 8 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況及び対応状況	グループによる応募の場合は代表団体のみでなく、構成団体のいずれかが指導等を受けている場合は、指導を受けたこと及びその内容を記載しなければならないということ間違いはないでしょうか。 また記載内容について正確かどうかの確認が行われるものと思いますが、この認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、虚偽の記載があった場合には申請内容を無効としますので、正確に記載していただくようお願いいたします。
6	様式2 9 法人等の社会的責任の遂行状況	グループによる応募の場合は、いずれの項目においても構成員の中の最も低い点数に該当する内容を申告しなければならないということよろしいでしょうか。また、新たな法人を設けて応募する場合は、新たな法人の状況、または全ての出資法人等の状況のいずれで申告するのでしょうか。 申告内容について正確かどうかの確認が行われるものと思いますが、この認識でよろしいでしょうか。	グループによる応募の場合は構成員全員の状況を提出していただいた上で、審査時は構成員の中の最も低い点数で評価します。 また、新たな法人を設けて応募する場合は、新たな法人の状況で申告していただきます。 申請内容に虚偽の記載があった場合には、申請内容を無効としますので、正確に記載していただくようお願いいたします。